

専任の主任技術者の兼任及び現場代理人の常駐緩和について（一部改正）

平成25年4月1日から特例措置を実施しているところですが、建設業法施行令の改正に伴い、下記のとおり金額要件を見直し、令和5年1月1日から適用します。

なお、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなります。

専任の主任技術者の兼任の取扱いについて

1 緩和措置の内容

(1)請負金額4,000万円以上（建築一式工事8,000万円以上）の建設工事に配置される主任技術者の専任について、下記の要件を満たす場合は兼任を認めるものとする。（なお、市発注工事以外の工事も同様とする。）

- ①兼任する工事が2件以内で、工事現場相互の最も近い地点間の直線距離が10km以内の工事であること。
- ②あらかじめ入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。

(2)災害復旧工事等を含む場合の特例措置

兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等であり、工事現場相互の間隔が直線距離で10km程度以内であれば工事3件以内の兼任を認める。（なお、市発注以外の工事と兼任する場合も同様とする。）

2 手続き

- (1)入札参加に際し、専任の主任技術者の兼任を予定している場合は、事前に「主任技術者兼任承認願」を提出し、兼任の承認を得ること。
- (2)八幡浜市発注以外の工事と兼任する場合は、当該発注機関の承諾を得たうえで提出すること。
- (3)落札後、主任技術者を兼任する場合は、「主任技術者兼任届出書」を提出すること。

現場代理人の常駐緩和について

1 兼任要件の緩和

(1)設計金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の八幡浜市発注工事について3件まで兼任を認めるものとする。ただし、八幡浜市発注以外の工事と兼任する場合は、工事の現場間が30分以内に移動できる距離にあるか八幡浜土木事務所管内にある工事、2件までとする。

(2)建設業法施行令第27条第2項の規定により専任の主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認めるものとする。

(3)災害復旧工事等を含む場合の特例措置

兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等であり、兼任を希望するすべての工事が以下の要件に該当する事である場合は、現場代理人1人に対して5件まで兼任を認める。ただし、5件の内災害復旧工事等に該当しない工事は3件以内とする。（なお、市発注以外の工事と兼任する場合も同様とする。）

(ア) 兼任する工事の各現場間が最短で60分以内に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が八幡浜土木事務所管内にあること。

(イ) 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。

2 手続き

現場代理人を兼任する場合は、契約時に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者届等について（通知）」と同時に「現場代理人兼任届出書」を提出すること。ただし、八幡浜市発注以外の工事と兼任する場合は当該発注機関に事前承諾を得たうえで提出すること。